

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局保健所管理課 (06-6647-0650)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定養育医療機関の指定申請
概要	未熟児養育医療の給付決定を受けた方は、大阪市の指定を受けた医療機関（指定養育医療機関）での受診において、養育医療の給付を受けることになります。 指定養育医療機関は、病院もしくは診療所、又は薬局等の開設者の申請に基づき、指定を行います。
根拠法令等 及び条項	母子保健法第20条第5項 母子保健法施行規則第10条 大阪市母子保健法施行細則（昭和41年7月11日規則第57号） 大阪市未熟児養育医療事業事務取扱要領 （大阪市保健所管理課にて設置）
審査基準	指定養育医療機関の具備すべき基準は、次のとおりとする。 （1）産科又は、小児科を標榜していること。 （2）独立した未熟児用の病室を有すること。 （3）保育器、酸素吸入装置、その他未熟児養育医療に必要な器具を有すること。 （4）未熟児養育に習熟した医師及び看護師を適当数有すること。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	健康局保健所管理課
提出時期	随時
提出方法	病院又は診療所の場合は、未熟児養育医療機関指定申請書及び主たる医師の経歴書、 薬局の場合は、未熟児養育医療指定申請書及び管理薬剤師の経歴書、 を健康局保健所管理課へ提出します。
手数料	なし
相談窓口	健康局保健所管理課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371473.html http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000200366.html
備考	